

町議会とは

町としての意思決定を行うほか、議会という機関の意志を決定する機関です。

議決機関としての町議会は、地方自治法第89条には「普通地方公共団体に議会を置く。」とされており、法的にも明確に位置づけられ、執行機関から独立し、対等な立場にあります。

町民の代表である議員が、町長の提案する事業計画に伴う予算や条例等をはじめ、

議員が提出した議案等を審議し、亘理町の意味を最終的に決定する機関です。

町政が正しく適切に行われているかをチェックしたり、請願や陳情を審査するなど、皆さんが真に安心と安全、そして豊かさを実感できるものとしていくために、大切な役割を果たしています。

町議会の権限

町議会には、法律によって多くの権限が与えられています。

その主なものは次のとおりです。

◎ 議決権（地自法96）

議会の議決を得ないと執行できない事項を議決案件といい、議決により決定します。普通地方公共団体の議会は、主に次の事件を議決します。

- ・ 条例の制定・改廃
- ・ 予算の決定
- ・ 決算の認定
- ・ 契約の締結
- ・ 財産の取得・処分
- ・ 人事案件（副町長、監査委員、教育委員等の選任の同意）など

◎ 審査権（地自法100）

町政全般についての独自調査を行う権限で、町議会としての強制力を持っています。

町議会は、町の事務に関する調査を行い、選挙人、その他の関係人の出頭及び証言、記録の提出を請求することができます。

◎ 意見書の提出権（地自法99）

亘理町に関する事柄に対し、町議会としての意思表明を行います。

町議会は、普通地方公共団体の公益に関する事件について、国会や関係行政庁に意見書を提出しています。

◎ 選挙権（地自法103Ⅰ、106Ⅱ、182Ⅰ等）

法律またはこれに基づく政令により、その権限に属する選挙を行うことができます。

選挙内容としては、①議長、副議長 ②選挙管理委員、同補充員 ③亘理地区行政事務組合議会議員 ④亘理名取共立衛生処理組合議会議員 ⑤宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員等があります。

◎ 検査権・監査請求権（地自法98Ⅰ、Ⅱ）

公共団体の書類や計算書等を検閲・検査し、監査を求めることができます。

町議会は、普通地方公共団体の事務に関する書類及び計算書を検閲し、法律に基づく委員会等の事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができ、監査委員に対して事務に関する報告を請求することができます。

◎ 決議

政治的な効果を期待して、町議会の意思を対外的に明らかにするものです。

◎ 自律権

町議会内部のことについて、自主的に決定することができます。

具体的内容としては、①議会の組織、運営、議長、副議長の選挙、②会議規則、委員会条例などの改廃、③議員の資格決定、④傍聴人に対する措置、⑤議会の自主解散などがあります。

◎ 請願・陳情の受理（地自法 124）

請願書は、邦文を用い、請願の要旨・理由、提出年月日、請願者の住所・氏名・（法人の場合は、その名称と代表者の氏名）を記載し、請願者が署名又は記名押印しなければなりません。

なお、陳情書は議員の紹介は要りませんが、請願書と同様の提出方法となります。

町議会のしくみ

◎ 議長と副議長

議長は、議会の代表者として、議場の秩序を保ち、会議の進行役を務めます。また、対外的に議会を代表します。

副議長は、議長を補佐し、議長が病気など或いは議長が欠けたときに、代わって議長の職務を行います。

◎ 議員

議員は、町議会の常任委員会や特別委員会委員になるほか、町の監査委員や互理地区行政事務組合議会議員、互理名取共立衛生処理組合議会議員、宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員、さらに、法令の定める各種委員等に就任します。

◎ 定例会と臨時会

町議会は、常時開かれているわけではありません。年4回（3月、6月、9月、12月）開かれる定例会と、特に必要があるときに開かれる臨時会があります。

◎ 本会議

町長が議会を招集し、議員の半数以上が議場に出席すると議会が開会されます。

この会議で、町議会の最終的な意思決定を行うこととなります。

◎ 委員会

議案その他議会で議決すべき事項は、すべて本会議で決定されますが、特にその設置目的による委員会において専門的、能率的に審査、調査するために委員会を設置しています。

委員会には、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会があります。

常任委員会は、町の仕事を4つの部門（総務・産業建設・教育福祉・議会広報）に分けて担当します。

議会運営委員会は、各常任委員会の代表者及び議長推薦の委員で構成され、主に議会の運営方法について協議します。

特別委員会は、特定の事柄についての審査や調査活動を続けています。

◎ 閉会中の活動

各委員会は、定例会などの会期中だけでなく、議会の閉会中も必要に応じて開かれ、特定の事柄についての審査や調査活動を続けています。

町議会の運営

◎ 定例会・臨時会

1 正式な呼び方は、

平成〇年〇月第△回巨理町議会定例会
(臨時会)

巨理町議会先例、第1節「議会の呼称」で、「議員の任期毎にこれを更新する」と定めています。

2 町議会の招集

町議会の招集は、定例会、臨時会とも町長が行います。

また、招集の告示は、原則として本会議の初日の3日前までに行います。

ただし、議長又は議員定数の4分の1以上の議員から臨時会招集の請求があれば、町長は臨時会を招集しなければなりません。招集請求のあった日から20日以内に町長が招集しないときは、議長が招集することができます。

3 会期

本会議を行う期間を「会期」といいます。

会期は本会議の初日に定めます。この会期中に提出された議案などを審議し、議会としての結論を出します。

審議の状況によっては、会期を延長したりすることもできます。

町議会の原則

町議会には、地方自治法や巨理町議会会議規則の定めにより、次のような原則があります。

定足数の原則

(地方自治法第113条)

町議会は、議員の定数の半数以上の出席がなければ、会議を開くことはできません。
(半数以上とは、その半数も含める)

出席
8人

不成立

半数以上の
欠席
10人

議事公開の原則

(地方自治法第115条)

町議会の会議は、これを公開とします。地方自治法でいう会議とは本会議を指していますが、本町では、各委員会も原則公開としています。

過半数議決の原則

(地方自治法第116条)

地方自治法に特別の定めのない限り、町議会の議事は、出席議員の過半数で決めます。

会期不継続の原則

(地方自治法第 119 条)

会期中に議決に至らなかった事件は、後の会議に案件として継続することはできません。継続させたい場合は、町議会の議決により閉会中の継続審査の手続きが必要となります。

一時不再議の原則

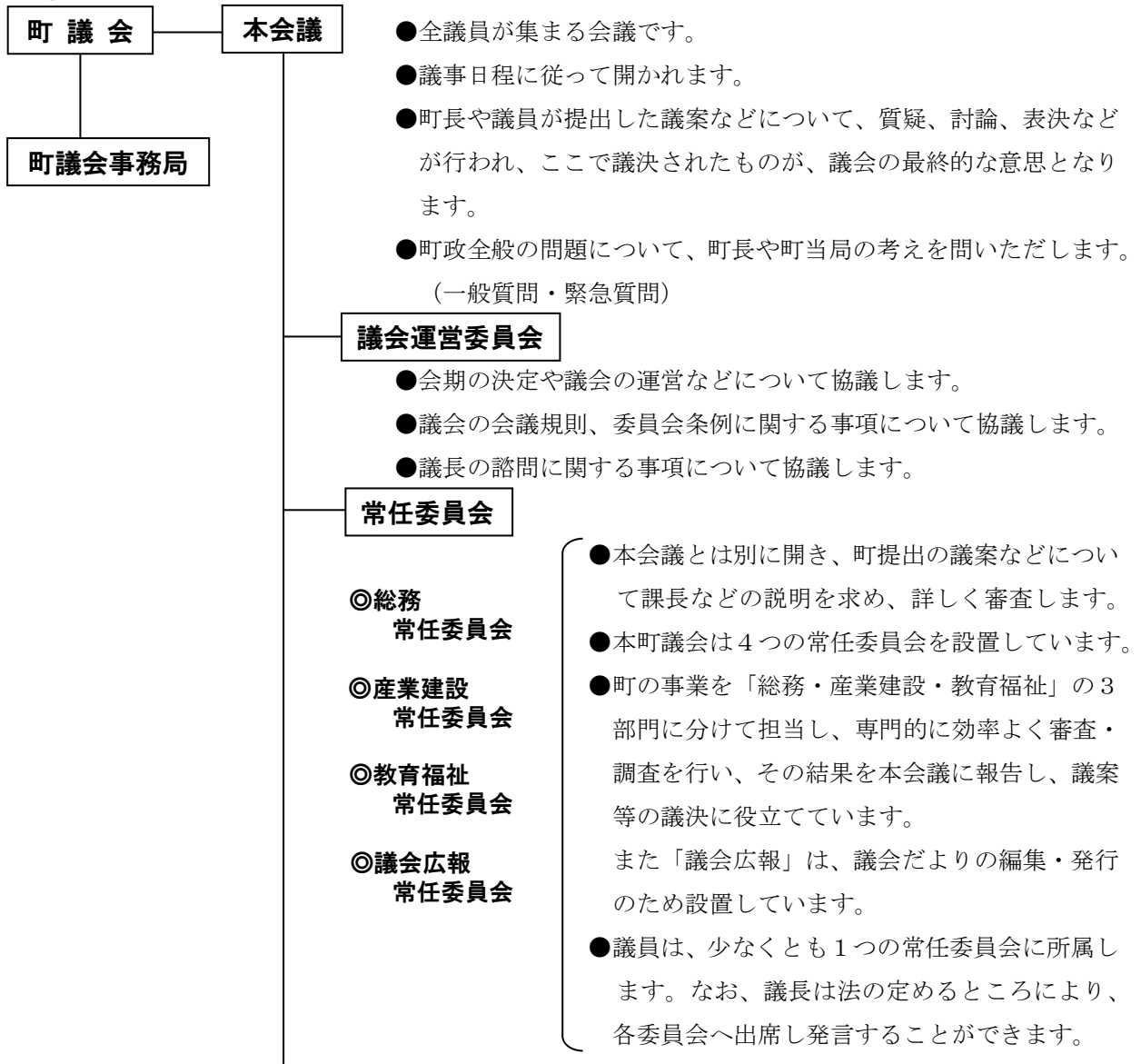
(会議規則第 14 条)

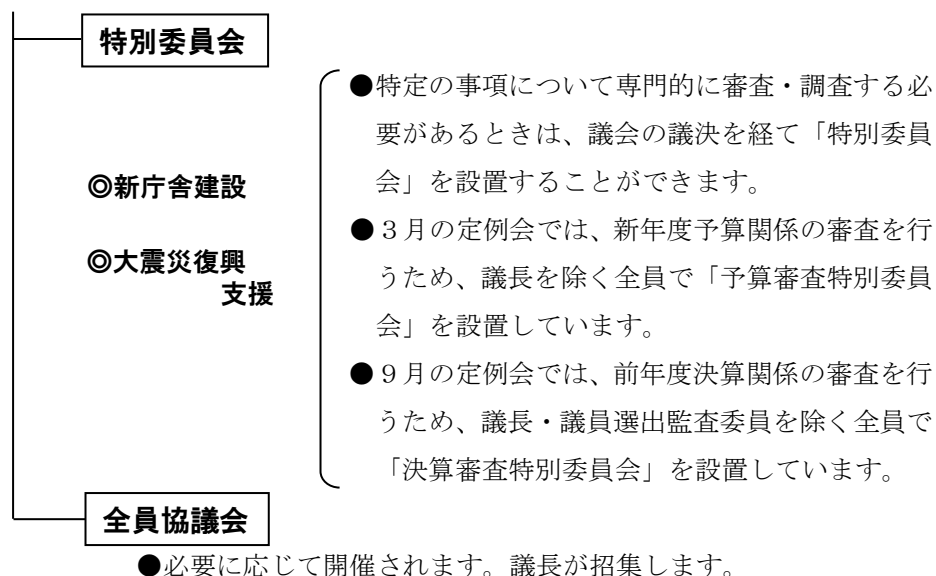
町議会で一度議決された事件（議案・請願・決議など）については、同一会期中には、再び提出することはできません。

本会議・委員会

町議会では、本会議や委員会が開催されます。

<構成>



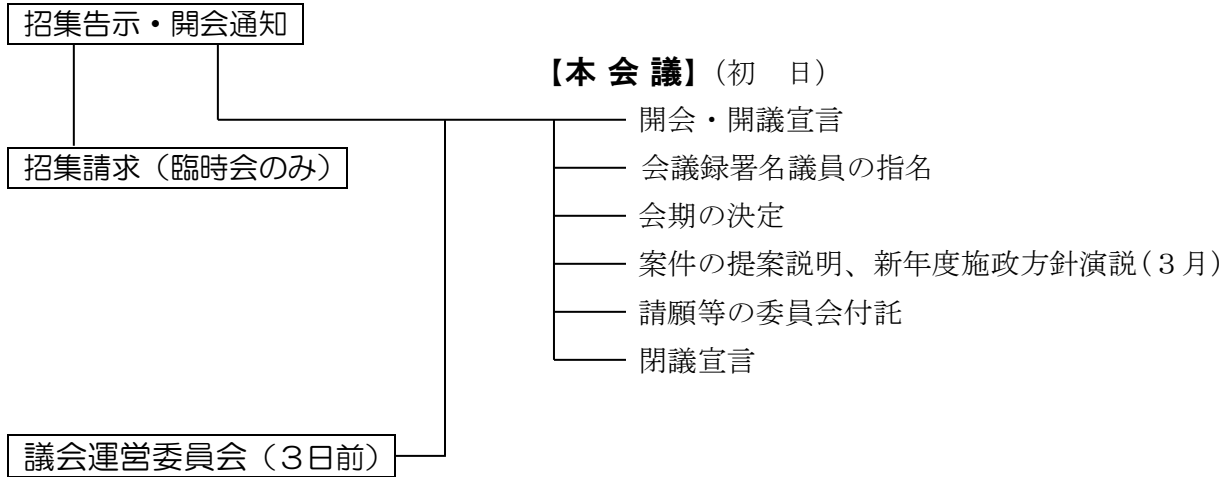


会議の流れ

定められた手続きを経て、議会に提出された議案は、原則として本会議で議決されます。なお、請願書については、原則、委員会に付託のうえ審査され、その結果を参考にして本会議で議決されます。

次の表は、通常の定例会において、提出から議決に至る過程を簡単に表示したものです。

※開会の3日前に、町長からの招集告示と合わせて開会通知を議員に出します。



※定例会や臨時会の運営のあり方（会期、会期日程、議案、陳情等の取扱い、一般質問の取扱い等）の調査を行います。

※定例会前の議会運営委員会終了後に全員協議会を開催し、常任委員会、特別委員会及び組合議会・連合議会、さらに議員研修等の重要事項を報告し、町政運営の問題や課題等の全体化を図っています。

【本会議】（2日目・3日目）

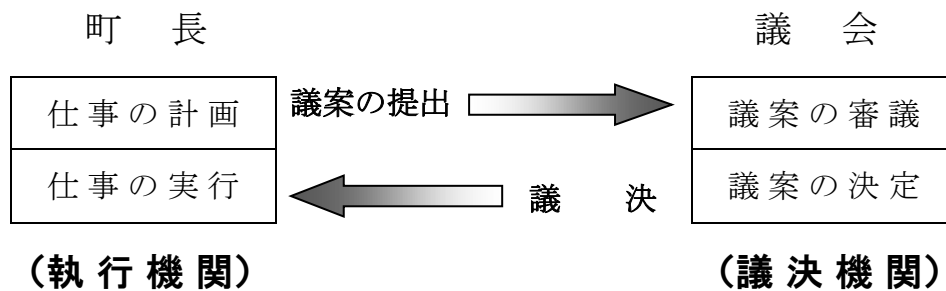
- 開議宣言
- 会議録署名議員の指名
- 一般質問
- 延会又は散会の閉議宣言

【本会議】（4日目）

- 開議宣言
- 会議録署名議員の指名
- 議案審議
- 3月定例会では予算、9月定例会では決算に係る総括質疑を行い、さらに詳細に審査するため特別委員会を設置し付託する。
- 閉議宣言

【本会議】（5日目）

- 開議宣言
- 会議録署名議員の指名
- 予算・決算審査特別委員長の報告（3月、9月定例会では予算、決算審査を付託した特別委員会から報告を受けた後、報告結果を踏まえ、質疑・討論・表決を行う）
- 議案審議
- 意見書、決議の質疑・討論・表決
- 請願等の審査付託先の常任委員長の報告及び質疑・討論・表決
- 委員会の閉会中の継続調査事件審議
- 閉会宣言



用語解説

- ・ **一般質問**：町政に関する事柄を町長などに質問すること
- ・ **案 件**：議案、請願、意見書、決議書など
- ・ **上 程**：会議において議題とすること
- ・ **質 疑**：議案などの内容について疑問点などをたずねること
- ・ **付 託**：議長が請願などの審査を所管する委員会に任せること
- ・ **委員長報告**：委員会の審査が終わると再び本会議を開き、各委員長から審査の経過と結果を報告します。
- ・ **討 論**：案件について賛成・反対の意見を表明すること（自分の意見とは反対の者や意思決定していない者を自分の意見に賛同させるため）
- ・ **表 決**：議員が賛成・反対の意思を表明すること
- ・ **閉議宣言**：その日の議会の会議を閉じる（散会・延会）こと

請願・陳情書の提出

町民は町の仕事について、希望や要望などを、請願・陳情として町議会に提出することができます。請願書は、その内容をよく審査され、議会の意思として議決し、町政に反映されるよう努めています。請願・陳情されるときは、下記を参考にし、町議会宛に1部提出して下さい。

請 願

- 提出の際に1人以上の議員の紹介（自筆署名か記名押印）が必要です。
- 議会会期中に担当の常任委員会などで審査を行い、その審査結果を委員長が議場で報告し、それをもとに本会議で「採択」（趣旨に賛成）か「不採択」（趣旨に反対）かを決めます。
- さらに審査が必要なものは議会閉会後も審査ができるよう「継続審査」の手続きをとり、次の定例会までに委員会において継続して審査します。
- 採択された請願は、必要があればその結果を町長などに送ります。
- 本会議での議決結果は、速やかに提出者に文書でお知らせします。

陳 情

- 議員の紹介は必要ありません。
- 請願と同様の取扱いで、内容により陳情書の写しを議員に配付するのみとなります。

共通事項

- 原則として、審査を行う委員会に一番近い定例会の議会運営委員会の前日までに受理したものを、その定例会で審査します。

【請願・陳情の書き方】

○○○についての請願（陳情）

1. 請願（陳情）の要旨

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□。

2. 請願（陳情）の理由

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□。

平成○○年△月□日

亙理町議会議長 殿

紹介議員

氏名（自筆署名・記名押印）

請願（陳情）者

住所

氏名（自筆署名・記名押印）

電話 局 番

※法人の場合は、名称・代表者署名・記名・法人印

詳しいことは

亙理町議会事務局

へお問い合わせください。

☎ 0223-34-0506

議員の権限と義務

議員の権限	議員は住民の代表として、巨理町的意思を決定する重大な職責を持っている。その職責を遂行するため、地方自治法上認められているものと会議規則上認められている権限があります。 その主なものは、次のとおりです。
-------	---

● 臨時会の招集請求権

(地方自治法第 101 条)

議長又は議員定数の 4 分の 1 以上の議員から招集請求があったときは、町長は臨時会を招集しなければなりません。招集請求のあった日から 20 日以内に町長が臨時会を招集しないときは、議長が臨時会を招集することができます。ただし、長に権限のある事件のほか、各種の決議案は招集するための事件にできません。

● 議案提出権

(地方自治法第 112 条)

議員は、議会の議決すべき事件について、議会に議案を提出することができます。ただし、長に提出権限のある予算は除きます。

● 会議請求権

(地方自治法第 114 条)

議長が会議を開かないときは、議員定数の半数以上の議員から会議を請求すること

ができ、議長はその日の会議を開かなければなりません。

● 議事に関する権限

議員が会議中に行使できる権限としては、①動議の提出権、②表決権、③選挙権、④発言権、⑤資料の要求・請求権、⑥異議の申立権、⑦質問権があります。

● 侮辱に対し処分を求める権利

(地方自治法第 133 条)

会議または委員会中に侮辱された場合、議員は議会に訴えて侮辱した議員に対する処分を求めることができます。

● 報酬及び費用弁償を受ける権利

(地方自治法第 203 条)

議員は、条例に基づき、報酬、期末手当及び費用弁償の支給を受けることができます。

議員の義務	議員には次のような義務があり、これらに違反した場合には懲罰が科せられ、あるいは議員としての身分を失うことがあります。
-------	--

● 常任委員会の委員に就任する義務

(委員会条例第 7 条)

議員は、少なくとも一つの常任委員会に所属するものと決められています。また、議会運営委員や特別委員会の委員との兼務も差し支えありません。

● 招集に応じ、会議に出席する義務

(地方自治法第 137 条)

正当な理由がなく欠席し、議長の出席要

求にも応じないときは、議長は議決を経て懲罰を科することができます。

● 規律を守る義務

(地方自治法第 129 条)

議員は、議会の品位を保持することはもとより、合理的、能率的に審議し、秩序維持に努める義務があります。

なお、この義務に違反した議員には懲罰を科することができます。

● 懲罰に服する義務

(地方自治法第 134、135 条)

議員は、議会の議決を経て懲罰処分を科されたときは、これに従う義務があります。懲罰としては、戒告、陳謝、出席停止、除名があります。

議員はこれに従う義務があります。

● 兼職・兼業の禁止

(地方自治法第 92 条の 2)

町村の議員は、国会議員や地方公共団体の議会の議員及び常勤の職員と兼務することはできません。

また、議員はその町村に対して請負をし、又は請負をする法人の役員等となることが禁止されています。

議会の解散と議員の解職

選挙で選ばれた議員は、その任期中に議員活動を行いますが、次のような場合は任期満了を待たずにその職を失うこととなります。

● 住民による議会の解散請求の成立 (地方自治法第 76、78 条)

選挙権のある人は、その総数の 3 分の 1 以上の連署を持って、その代表者から地方公共団体の選挙管理委員会に対し、議会の解散を請求することができます。

この請求があったときは、選挙管理委員会は請求の趣旨を関係区域内に公表し、議会の解散について選挙人による投票に付さなければなりません。

議会の解散投票において過半数の同意があったときは、議会は解散投票の日に解散します。議会が解散されれば、議員は当然に失職し、議員の一般選挙が行われます。

● 住民による議員の解職請求の成立 (地方自治法第 80、83 条)

議員の所属する選挙区に選挙権のある人は、その総数の 3 分の 1 以上の連署をもって、その代表者から地方公共団体の選挙管理委員会に対し、議員の解職を請求することができます。

この請求があったときは、選挙管理委員会は請求の要旨を関係区域内に公表し、議員の解職について選挙人による投票に付さなければなりません。

議員の解職投票において過半数の同意があったときは、その議員は職を失います。(この場合、最低投票数の制限がないため、投票率は問題になりません。)

議員の失職の日は、解職投票の日となります。

● 町議会の議決による除名 (地方自治法第 135 条)

町議会は、議決によって懲罰事犯を犯した特定の議員を除名することができます。

除名とは、懲罰処分的一种で、議員によって乱された町議会の品位及び秩序を保持するため、町議会の自律権に基づき、その議員の意思にかかわらず議員の資格を剥奪(はくだつ)し、組織外に排除することを言います。

除名の効力の発生時期は、町議会で議決したときです。

議員の選挙

町議会は、住民による直接投票で選出された議員によって構成されています。満20歳以上の日本国民で、引き続き3カ月以上町内に住所がある人は、町議会議員を選挙する資格（選挙権＝選ぶ権利）があります。また、選挙権を有する満25歳以上の人には、町議会議員に立候補する資格（被選挙権＝選ばれる権利）があります。

議会活性化の取り組み

<平成28年3月末現在>

- 1 議会広報調査特別委員会の設置（H10.4から）
- 2 議員定数の見直しと議員定数条例の制定【24名から2名削減、22名とする】（H14.12可決）
- 3 質問席(対面型)の設置（H15.2 全員協議会で決定）
- 4 議長・副議長選挙の実施（H15の統一地方選挙後）
- 5 インターネット上への議会ホームページの開設（H15.4 互理町ホームページ内に開設）
- 6 議員選出監査委員は決算審査特別委員会の委員にならない（H16.1 全員協議会で決定）
- 7 議員派遣制度の確立と報告書作成者の明確化（H16.2 全員協議会で決定）
- 8 執行部の審議会・委員会の委員に就任しない（H16 3月定例会決議）
- 9 農業委員に議員から就任しない（H16 3月定例会決議）
- 10 議会の委任による専決処分の指定（H16 3月定例会可決）
- 11 全員協議会を定例会前の議会運営委員会終了後に定例化（H16.8 全員協議会で決定）
- 12 申し合わせ事項を議員会総会に配付することに決定（H16.8 全員協議会で決定）
- 13 対面型・一問一答方式を導入（H17.2 全員協議会で決定 6月定例会から）
- 14 常任委員会の数を4から3委員会に見直し（H17.2 全員協議会で決定 6月定例会から）
- 15 行財政改革推進のため、議員報酬の一部削減（H18 3月定例会可決）
- 16 傍聴者アンケート調査の実施（H18 6月定例会から実施）
- 17 私たちの町議会「議会のしおり」を傍聴者等に配付（H18 6月定例会から実施）
- 18 行財政改革推進のため、議員定数を2名削減し20名とする（H18 6月定例会で可決）
- 19 常任委員会等の調査報告書を提言・提案として本会議で委員長が報告（H18 9月定例会から実施）
- 20 仕事等で議会傍聴できない町民のため「休日議会」を開催（H18.12月定例会で実施）
- 21 休日議会と併せて、議事日程予定や一般質問通告内容の事前公開（議会だよりお知らせ版の全戸配付）
- 22 常任委員会視察調査の充実と予算編成にメリハリを持たせた（H19年度の予算から）
- 23 議会活性化調査特別委員会を設置（H19 5月臨時会で可決）
- 24 長期欠席議員の報酬を減額（H19 12月定例会で可決）
- 25 議員と町民との懇談会「議員の出前懇談会」を開催（H20.3 全員協議会で決定）
- 26 各常任委員会が各種団体等と意見交換をする「議会懇談会」を開催（H20.4より年1回以上）
- 27 議案等に対する議員の賛否状況を公表（H21.3月定例会より議会だより、HPで公表）
- 28 議員定数を2名削減し18名とする（H23.1月臨時会で可決）
- 29 東日本大震災に配慮し、任期中の報酬10%減額及び恒久的費用弁償の廃止（H23.7.1施行）
- 30 互理町議会基本条例を制定（H24.4.1施行）

議会の傍聴

みなさんは、議会の本会議及び委員会を傍聴することができます。傍聴することによって、議会がどんな活動をしているか、また、みなさんの代表である議員がどのような主張をしているかを目の前で見聞することができます。